

赤村リフォーム(住宅改修)応援事業

令和7年度、赤村では物価高騰対策事業として、村民の皆様が快適な住環境の整備を図るため、住宅の改修工事を行う場合に、経費の一部(20万円)を予算の範囲内において補助します。

■補助対象住宅

◇村民が居住する、村内に建っている専用住宅(課税対象物件)

- ・併用住宅の場合は、居住部分のみが対象となります。
- ・借家(賃貸物件)、店舗、倉庫、車庫、工場などは対象となりません。
- ・補助金の支給は、1世帯1回限りとなります。(一物件1回限り)
- ・世帯員に村税等の滞納がある場合は、申請できません。
- ・すでに着工している工事は対象外です。

■対象工事の主な例

- ・キッチン、浴室、トイレ等の水回り工事
- ・屋根、内壁、外壁、床、天井、窓、土台補強等の住宅改修工事

■対象とならない工事

- ・太陽光パネル設置工事・給湯器設置工事・浄化槽設置工事
- ・国や県等が実施するリフォーム補助事業の対象となる工事等

■補助金額

リフォーム工事の合計額が60万円以上の工事に対して一律20万円を補助
※工事費が60万円に満たない場合は、対象になりません。

■申請方法(必ず事前に申請が必要)

下記の書類を持参のうえ、工事の前に赤村役場総務課に申請してください。

- ① リフォームする物件の固定資産税評価証明書(役場税務係が発行)
- ② 写真(改修する住宅の全体写真および改修する箇所の写真)
- ③ 工事内容が記された見積書

※申請書等の書類は役場窓口及びホームページに準備しています。

■申請期間

令和7年4月1日(火)～令和7年12月1日(月)

※令和8年1月31日までに工事が完了すること

【問い合わせ先】 赤村役場 総務課 総務係 ☎0947-62-3000